

羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱

制 定 昭和 5 5 年 1 2 月 1 日

最近改正 令和 7 年 5 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく民間保育園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(国及び地方公共団体が設置したものを除く。)及び同法第 3 条第 1 項の認定を受けた施設(国及び地方公共団体が設置したものを除く。)(以下「民間保育施設等」という。)における児童及び職員の処遇向上を図るため、羽曳野市民間保育施設等運営費補助金の交付について羽曳野市補助金交付規則(昭和 58 年羽曳野市規則第 13 号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第 2 条 この補助金は、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 103 号)及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 18 年大阪府条例第 88 号)(以下「基準条例」という。)により施設及び運営が適正であると認める民間保育施設等に対して交付するものとする。

(補助の種別等)

第 3 条 この補助金の種別並びに補助種別ごとの要件及び算定基準は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、民間保育施設等運営費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、申請書の内容を審査し補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定にあたって必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第 6 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに民間保育施設等運営費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 7 条 前条の民間保育施設等運営費補助金交付決定通知を受けた者は、速やかに民間保育施設等運営費補助金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 市長は、第 5 条の規定による交付額の全部又は一部を概算払いにより毎年 7 月及び 11 月に交付するものとする。

2 補助金の交付の基準日は、毎月 1 日とする。

3 入園児童数は、保育年齢により算定するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、民間保育施設等運営費補助金事業実績報告書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に民間保育施設等運営費補助金交付確定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(補助金の精算)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた補助金とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査等)

第 12 条 市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。

別表（第 3 条関係）

(月額)

補助種別及び算定基準	
補助種別	算定基準
① 障がい児保育特別配置費	障がい児（心理相談員等障がいに関する専門的知見を有する者が行動観察等により判定した者をいう。）が民間保育施設等を利用した場合に、基準条例に定める職員の配置基準以上に保育従事者を設置する場合の人件費を補助。 基準額 基本額 50,000 円 特配ポイント額 4,700,000 円×特配ポイント率 (※1) ※上記の合計額と保育従事者に支払った費用を比較して低い方の額とする。
② 体調不良児対応費	令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 180 号こども家庭庁成育局長通知「病児保育事業の実施について」に記載の体調不良児対応型を実施するため補助。常勤換算で、1 名以上の専任の看護師等が配置されていること。 ※看護師等とは、看護師、准看護師、保健師又は助産師とする。 基準額 1 園当たり年額 4,496,000 円を 12 ヶ月で除して得た額。 ただし、事業期間が 6 月未満の園においては、1 園当たり年額 2,248,000 円を 6 ヶ月で除して得た額。 ※除して得た額に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨

	てるものとし、最終事業実施月の支給額は、当該月の前月までの除して得た総額と基準年額との差額を支給するものとする。								
③ 食育・アレルギー等特別対策費	食育の推進やアレルギー対策に取り組む保育施設に対し、国が定める最低基準を超えて本事業に携わる職員を配置されている人件費等に対し補助。 実施するための基本額 50,000 円と国基準との差額を加算額として認定する。但し、基準額を上限とする。 基準額 182,800 円 ※加算額について ○直営の場合は、月人件費のうち、国最低基準より算出の人件費を超えた額。 ○委託の場合は、月の委託料と国最低基準による食材料費も含む額と比較。								
④ 保育体制強化対策費	令和 6 年 5 月 30 日こ成保第 312 号こども家庭庁成育局長通知「保育人材確保事業の実施について」に記載の保育士の業務負担軽減のために「保育支援者」を配置している費用を補助。ただし、基準額を上限とする。 基準額 1 園当たり 保育周辺業務 100,000 円 園外活動の見守り等 45,000 円 ※本市の指定する交通安全講習会に参加した保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、保育周辺業務の基準額に園外活動の見守り等の基準額を上乗せするものとする。								
⑤ 入所児童処遇対策費	児童の健康診断内容の改善、損害賠償保険料及び業務、弾力的運用に伴う行事や管理等に関し施設の負担に対する費用として補助。 基準額 385,000 円×調整率 (※2) <table border="1"> <tr> <td>実施項目</td><td>検便・検尿</td></tr> <tr> <td></td><td>保険業務</td></tr> <tr> <td></td><td>事務費</td></tr> <tr> <td></td><td>行事費</td></tr> </table>	実施項目	検便・検尿		保険業務		事務費		行事費
実施項目	検便・検尿								
	保険業務								
	事務費								
	行事費								

⑥ 医療的ケア児配置費	令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 179 号こども家庭庁成育局長通知「多様な保育促進事業の実施について」に記載の「医療的ケア児保育支援事業」を実施するために専任の看護師等を配置している費用を補助。 ※看護師等とは、社会福祉士及び介護福祉法(昭和 62 年法律第 30 号)附則第 10 条第 1 項の認定特定行為業務従事者である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師とする。 基準月額 年額 5,290,000 円×(ケアに必要な週勤務時間/38.75 時間)÷12 ケ月 ※基準月額と実施月額のどちらか低い方の額とする。 ※ケアに必要な週勤務時間は 38.75 時間を限度とする。 ※除して得た額に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとし、最終事業実施月の支給額は、当該月の前月までの除して得た総額と基準年額との差額を支給するものとする。
⑦ 物価高騰による給食材料費支援費	1 食あたりの食材料費について、物価高騰の影響を受け、保護者負担分よりも、実際の食材料費が上回った場合に係る食材料費を補助。 基準額 (実際の 1 食あたりの食材料費－保護者負担分の 1 食あたりの食材料費)×各施設初日児童数×24 日 ※ただし、1 食あたりの補助額は 60 円を限度とする。
※1 障がい児特配ポイント率について 各保育施設より障がい児保育実施報告を受け、A～C の基準により特配ポイントを付与します。(A→1.0、B→0.5、C→0.3) 合計した特配ポイントを民間保育施設の総ポイントで割って、特配ポイント率を算出します。(小数第 4 位切捨て) ※2 調整率について 各施設初日児童数÷民間保育施設総児童数(小数第 4 位切捨て)	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年度分の補助金から適用する。
- 2 羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱(昭和 49 年 10 月 15 日制定)は、昭和 56

年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 10 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後になされた申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後になされた申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 24 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 25 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 12 日から施行し、この要綱の規定による改正後の羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から施行し、改正後の羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から施行し、改正後の羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。